

住まいの総合支援窓口事業について

1. **事業概要**： 独居高齢者などの住宅確保要配慮者に対し、住まいの確保に関する相談や入居支援、見守りなど入居後の安定した在宅生活の維持に向けた支援、退去時の支援などを一体的に行う窓口事業を立ち上げ、居住支援法人に委託して実施する。
住宅対策課が所管する「あんしん住まい推進事業」は本事業に再編し、生活福祉課と住宅対策課の共同所管とする。
2. **対 象**： 生活困窮者及び住宅確保要配慮者、身寄りの無い独居者など、住まいの確保や居住の維持に課題を抱える市民
3. **目 的**： 生活困窮者及び住宅確保要配慮者（高齢者・障害者・ひとり親家庭・低額所得者等）に対し、住まい探しの支援をはじめとして、独居高齢者等必要な方への居住中の見守り等の支援及び没後の支援を一体的・伴走的に提供する体制を整備し、賃貸主等への理解の促進並びに市民の住まいの確保及び安定した在宅生活の維持を図る。
4. **背 景**： 単身高齢者世帯の増加、身寄りのない高齢者等の孤立と孤独死の増加、立退き事例の増加等の社会的背景の中で、高齢者・障害者・低額所得者等の住まい探しや安定的な在宅生活の維持が困難となっている。
5. **実施期間**： 令和 8 年 10 月 1 日より委託実施予定
6. **内 容**：
 - ① 住まいの確保に関する相談窓口の開設と入居支援
 - ② 見守り体制の構築
 - ③ 居宅撤去及び原状復帰の支援
 - ④ 入院、入所時の緊急連絡先引受け、契約手続き支援等
 - ⑤ 家主、不動産事業者等への情報提供
 - ⑥ その他（居住支援協議会への参画 等）